

噴火警戒レベル判定基準について

御嶽山の噴火警戒レベル判定基準

【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】

次のいずれかが観測された場合

- ・火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火
- ・火山性地震の増加（地震回数が50回/日以上）
- ・火山性微動の増加または規模増大（6回/日以上あるいは継続時間5分以上または振幅 $10\mu\text{m/s}$ 以上の微動発生）
- 2 ・噴煙量、火山ガス放出量の増加
- ・上記基準には達しない程度の火山性地震あるいは火山性微動の増加があり、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測される。

噴火の発生がなく、山体膨張や噴煙・火山ガスの増加傾向がなくなり、地震・微動が平穩時のレベルに戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になる。ただし、平穩時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に増加傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。

1/16のレベル2引上げ時にはただし書き運用をしていたが、火山活動は静穏な状況になったと判断し、5/20のレベル1引き下げ後は**ただし書き運用は行っていない**。

火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表される運用に戻る。

【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】

- ・火口から半径1km以内に大きな噴石飛散 火砕流等

噴火警戒レベル3 <パターン 3-4-D>	P.24
警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね4km が発表された場合	
噴火警戒レベル3 <パターン 3-3-D>	P.27
警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね3km が発表された場合	
噴火警戒レベル3 <パターン 3-2-D>	P.30
警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね2km が発表された場合	
噴火警戒レベル2 <パターン 2-D>	P.33
警戒が必要な範囲 地獄谷火口から概ね1km が発表された場合	
噴火警戒レベル1 <パターン 1-D>	P.34
火山活動は静穏な状態に戻る傾向にある状況 (火山活動が高まった場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されることなく、噴火警戒レベル2が発表になる状況)	
噴火警戒レベル1 <パターン 1-N>	P.13
火山活動は静穏な状況	

御嶽山火山防災避難計画

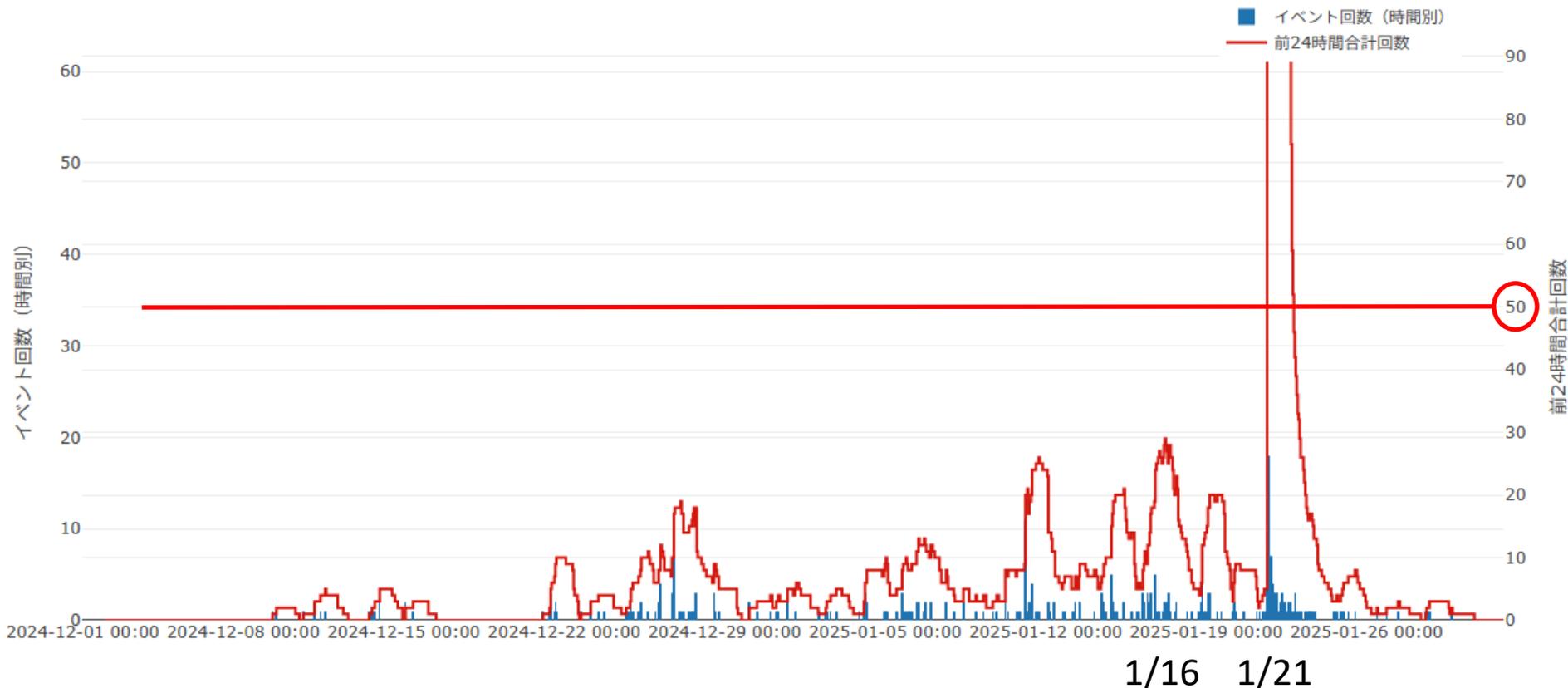
現在はパターン1-Nとなる

火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表される運用の場合でも、火山活動の推移によっては、発表されずに噴火警戒レベルが引き上げられることがあることに注意。

噴火警戒レベル判定基準について

従来のレベル2地震回数基準は「50回／日以上」

イベント回数 (時間別)



1/21まで基準は満たさない
実際はただし書き運用により1/16にレベル2

その後1/21に傾斜変化を伴う火山性微動発生

3月の火山情報アドバイザー会議
で事前にレベル2に引き上げておくべき現象と助言

噴火警戒レベル判定基準について

5/20から新たに地震回数基準「100回以上／10日間」を追加



ただし書き運用をやめても基準追加により1/16にレベル2に

噴火警戒レベル判定基準について

【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】

次のいずれかが観測された場合

- 2
- ・火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火
- ・火山性地震の増加（地震回数が 50 回以上／24 時間日以上 または 100 回以上／10 日間）
- ・火山性微動の増加または規模増大（6 回以上／24 時間日以上あるいは継続時間 5 分以上または振幅 $10 \mu\text{m/s}$ 以上の微動発生）
- ・噴煙量、火山ガス放出量の増加
- ・上記基準には達しない程度の火山性地震あるいは火山性微動の増加があり、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測される。

噴火の発生がなく、山体膨張や噴煙・火山ガスの増加傾向がなくなり、地震・微動が平穏時のレベルに戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル1に下げた後に増加傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。

【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】

- ・火口から半径 1 km 以内に大きな噴石飛散 火砕流等

統計開始した1988年まで遡って追加基準(100回以上／10日間)を適用した場合、新たな空振りは増加しない。